

マイナンバーカード申請に ご自宅まで訪問します：作成無料

1 お一人様から出張申請を受け付けます

市職員がご自宅に伺い、マイナンバーカードの申請等を受け付けます。

(1) 対象者

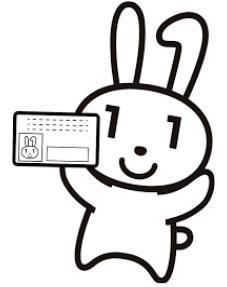
本市に住民登録があり、初めてカード交付申請される方。

(2) 実施期間・時間

・令和5年9月1日から令和6年3月31日まで

・月曜日～金曜日（祝日を除く）

午前9時30分～午後7時



2 作成の流れ

(1) 申し込み（ご希望の7日前まで）電話予約

市民課戸籍住民班 TEL：22-9123

（平日 午前8時30分～午後5時まで）

(2) マイナンバーカード申請受付（当日）

①本人確認書類の提示

・本人確認書類（原本）

※詳しくは裏面の「交付申請受付に必要な本人確認書類」をご確認ください。

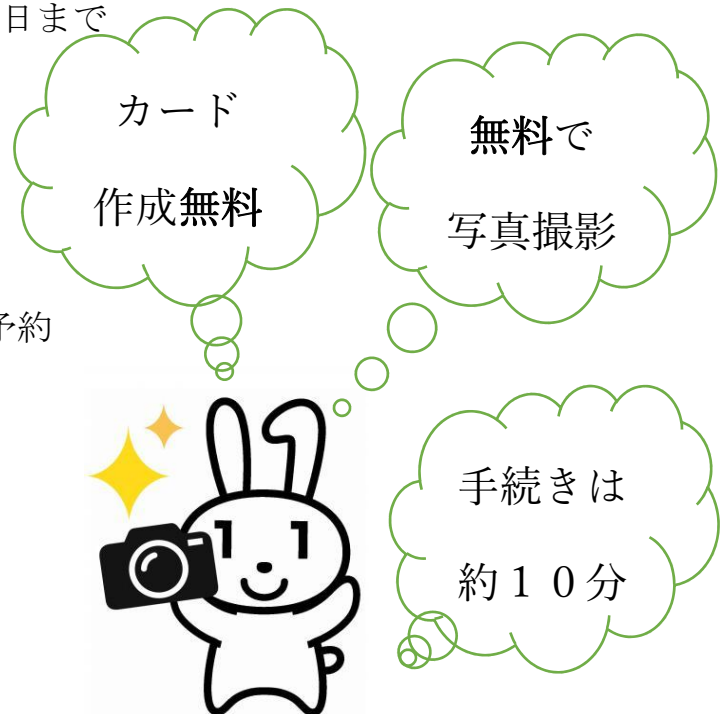
・通知カード（持っている方のみ）

・住民基本台帳カード（持っている方のみ）

②申請書に記入と写真撮影

(3) マイナンバーカード受取（個別訪問申請受付から約1か月後）

カードが完成しましたら、本人宛に郵送またはご自宅にお届けします。



裏面に続きます

・ 交付申請受付に必要な本人確認書類

Aグループ	Bグループ
運転免許証、パスポート 身体障害者手帳、在留カード 等	健康保険証、介護保険証、学生証、 年金手帳（年金証書）、医療受給者証 等

本人確認書類の例：①Aグループから2点（運転免許証、パスポート）

②A・Bグループから各1点（身体障害者手帳、健康保険証）

③Bグループから2点（健康保険証、学生証）

※申請者が15歳未満または成年被後見人の場合は、法定代理人に対して交付します。

本人確認書類（Aグループ1点またはBグループ2点）も必要になります。

※必要書類の準備が難しい場合はご相談ください。

3 申し込みに当たっての条件（すべての条件を満たすこと）

(1) 訪問先の自宅が住民登録地であること。

(2) 申請者本人（15歳未満の方及び成年被後見人は法定代理人と共に）が自宅にいられること。

(3) 外国人住民の方の場合、在留期限が2か月以上であること。

(4) 介護等が必要な方の場合、介助者等が同席できること。

(5) 申請する意思が確認できること。15歳未満の方及び成年被後見人は法定代理人に確認します。

マイナンバーカード新規申請者に 粗品（千円相当）をプレゼント！

1 対象者

本市に住民登録があり、新規にマイナンバーカードを申請する人。

※令和5年3月1日以降の申請者が対象です。但し、マイナポイント対象者は除きます。

2 プレゼント受渡方法

カード交付時にお渡しします。

